

介護職員初任者研修 学則

開講目的	多治見市の介護事業の課題である介護職員の不足による人材確保・人材育成及び介護における住民の助け合い活動の拡充を目的とする。
申請者の名称及び所在地	名 称：社会福祉法人多治見市社会福祉協議会 所 在 地：多治見市太平町 2 丁目 39 番地の 1
実施する研修課程	介護職員初任者研修課程 講義の形式：(通学形式)
研修の名称	介護職員初任者研修会
実施場所 (施設の名称及び所在地、 連絡先)	(施設の名称) ①多治見市総合福祉センター ②サンホーム滝呂 (入浴演習のみ) (施設の所在地) ①多治見市太平町 2 丁目 39 番地の 1 ②多治見市滝呂町 10 丁目 87 番地の 4 (施設の連絡先) ① (0572) 25 - 1131 ② (0572) 24 - 5560
研修カリキュラム (研修日程・講師氏名)	別紙「研修日程表」のとおり
使用テキスト	介護職員初任者研修テキスト 出版社名等：中央法規出版
研修修了の認定方法	修了評価方法・合格基準：全ての講義・演習の科目を履修した者に対して修了評価筆記試験を実施する。 評価基準は、A,B,C,D の 4 段階で評価し、C 以上の受講者は評価基準を満たしたものとして認定する。 認定基準 (100 点満点) A=90 点以上 B=80～89 点 C=70～79 点 D=70 点未満
遅刻、早退及び欠席の取扱い 補講の取扱い	受講者の出席を毎回確認する。 遅刻、早退及び欠席した場合は本会が行う補講がある場合は受けるものとする。
受講の取消し	受講を取り消す場合 (要件) : ① 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者 ② 研修の秩序を乱し、他の受講生に影響を及ぼす者 ③ 受講費用滞納の者 受講料等既に支払った費用の返金の有無： 本会の都合により研修を中止した場合に限り、受講料を返還する。
修了証書等の交付	修了を認定した者には修了証書及び携帯用修了証書を交付する。
受講資格及び定員	介護従事者を目指している者 定 員： 20 名

募集方法	社協広報紙や社協ホームページ等で平成 29 年 2 月 1 日頃から募集する。
受講手続	<p>申込み方法：受講希望者は平成 28 年 2 月 10 日（金）までに直接又は電話、FAX で申し込む。</p> <p>申込み先：社会福祉法人多治見市社会福祉協議会 住所：多治見市太平町 2 丁目 39 番地の 1 電話 0572 - 25 - 1131 FAX 0572 - 25 - 1132</p> <p>本人確認：戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票、住民基本台帳カード、残留カード等、健康保険証、運転免許証、パスポート、年金手帳、国家資格を有する者についてはその免許証又は登録証で確認する。</p> <p>受講決定方法：応募者多数の場合は本会事務所で抽選する。定員が半数を満たない場合は中止する場合がある。</p>
受講料、演習費等及び支払方法	<p>受講料：65,000 円（テキスト代含む。） 補講料：5,000 円（1 回）</p> <p>支払方法：開講日に現金を持参すること。</p> <p>なお、研修の開始までに受講料が入金されないときは、受講を断る場合がある。</p> <p>本会の都合により研修を中止した場合に限り、受講料を返還する。</p>
科目免除の取扱い	科目免除の有無（無）
受講者の個人情報の取扱い	<p>個人情報保護規程策定の有無（有）</p> <p>なお、修了者は岐阜県に報告する修了者名簿に記載される。</p>
研修担当部署（担当者） 及び連絡先（問合せ先）	<p>養成講座担当 伊藤</p> <p>〒507-0041 多治見市太平町 2 丁目 39 番地の 1 電話 0572 - 25 - 1131 FAX 0572 - 25 - 1132 E-mail somukikau@t-syakyo.or.jp</p>
その他	<p>受講生にアンケート調査（満足度）を実施 昼食は各自で用意する。（会場利用可） 施設の駐車場は収容台数が限られており、できるだけ公共交通機関利用、自転車などの利用をお願いする。</p>